うきは市商工会提案公募型事業運営費助成金交付要綱

(目的)

第1条　会員や市内の地域団体等の連携により、地域活性化・地域の魅力発信・交流人口増加を図るため実施される提案公募型事業に対し、予算の範囲内において助成金（以下「助成金」という。）を交付する。その交付について、必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条　助成金の交付を受けることができるものは、うきは市商工会の会員3名以上で構成する市内グループや地域団体（以下「会員を含むグループ」という。）とする。

(助成対象経費)

第3条　助成は、提案公募型事業の実施のために会員を含むグループが行う広報活動、イベント企画、会場設営、交通対策その他の運営に要する経費について交付する。

(助成率及び助成金の額)

第4条　助成金の額は、補助対象予算の範囲内で審査会が決定する。

(1) 200～500人未満の集客が見込める提案公募型事業は、実費の範囲内で限度額20万円。

(2) 500人以上の集客が見込める提案公募型事業は、実費の範囲内で補助額20万円。なお、20万円を超える費用については、補助対象経費3/4（円未満切り捨て）、上限50万円まで加算する。

(補助金の交付申請)

第5条　助成金の交付申請をしようとする会員を含むグループは、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他会長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条　提案公募型審査会（以下「審査会」という。）は、前条の規定による助成金交付申請書の内容を目的と照らし合わせ審査し、事業の内容変更について助言できるものとし、助成金を交付することが適当であると認め、助成金の額を決定したときは、その旨通知する。

(実績報告)

第7条　会員を含むグループは、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第8条　審査会は、実績報告書を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、通知する。

(関係書類の整備)

第9条　会員を含むグループは、補助金の収支状況を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、５年間保存しなければならない。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

◆提出書類＝(1)事業計画書、(2)収支予算書、(3)その他会長が特に必要と認める書類(グループ構成メンバー名簿、金額算出に係る見積書等)

◆対象経費＝会員を含むグループが行う広報活動・イベント企画(音響費、装飾費、照明費、出演者謝金、リース及びレンタル料、広告デザイン費、印刷費)、会場設営・交通対策(設営費、委託費、会場使用料、看板製作費、警備員費)、その他の運営に要する経費(審査会が認める経費)

※主な対象外は、人件費、備品購入費、食糧費・飲食費、景品等。